

一般社団法人 日本磁気吸着工法協会 入会規程および入会金・会費規程

(目的)

- 第1条 この規程は、一般社団法人日本磁気吸着工法協会（以下「当法人」という。）定款第8条の規定に基づき、入会金および会費等について定める。
2. 当法人の入会金、会費に関する事項で、本規程に定めのない事項が生じた場合は理事会の議決を得て、理事長がこれを定める。

(入会手続)

- 第2条 当法人に入会しようとする者は、別途一般社団法人日本磁気吸着工法協会入会申込書に記入・捺印の上、事務局に提出する。入会申込書の提出を受けた事務局は、速やかに理事長に報告し、理事会の承認を得なければならない。理事会の承認後、入会金および会費納入の確認をした上で、会員の資格を得るものとする。

(入会資格)

- 第3条 当法人の入会を承認するものは、下記の条件をみたすものとする。
- (1) 当法人の事業に賛同し、当法人の事業に協力すること。
 - (2) 法人・団体においては、公序良俗に反しない健全な経営を行い、かつ、安定した経営基盤を有していること。
 - (3) 個人においては、磁気吸着工法の研究を目的とした者で、健全な意識および行動規範を有していること。
 - (4) 当法人の組織運営を不当に攪乱させ、社会通念上秩序を混乱させる行為を行わないこと。入会后、会員が個人でない法人、団体等の場合、会員代表者を変更した場合は速やかに、別に定める変更届を理事長に提出するものとする。

(会員種別)

- 第4条 当法人の会員は、以下の3種とする。法人法上の社員は、当法人の正会員をもってこれに充てる。
- (1) 正会員：電気防食を生業として陽極の販売・取付けを目指す企業等。
 - (2) 賛助会員：設計折り込みを支援するコンサルタント企業等。
防食企業の下部組織として陽極の取り付け工事を請け負う各地の潜水企業等
陽極並びに磁気吸着装置の販売を希望する商社等。
 - (3) 名誉会員：磁気吸着工法の普及を支援してくださる学会・業界の企業または個人等。

(入会金)

第5条 入会金の額は、会員企業の資本金を基準とし、次のとおりとする。

資本金	正会員	賛助会員
1,000万円以下	100,000 円	50,000 円
1,000万超～3,000万円以下	200,000 円	100,000 円
3,000万超～5,000万円以下	300,000 円	150,000 円
5,000万超～1億円以下	500,000 円	250,000 円
1億円超	1,000,000 円	500,000 円

(会費)

第6条 月会費は、正会員、賛助会員の区別なく月額10,000円とし一括納入する場合には月会費の10ヶ月分とするが、工事を受注して施工した場合には売り上げ金額の3%もしくは月会費の多額の方を会費として納入する。

(会費の納入要領)

- 第7条 会費の納入は、月分割払または年一括払を選択でき、その期間は納入された年月より起算して1ヶ月または1年とする。
2. 事務局は、1ヶ月毎または1年毎に会費の請求書を発行するものとする。
 3. 入会金および会費は、本協会の指定する金融機関に払い込むものとする。

(特別会費)

第8条 当法人は、定款第3条の目的を達成するため、理事会が必要と認めたときに、総会の承認を経て特別会費を徴収することができる。

(入会金、会費の返還)

第9条 当法人は、会員が定款第9条の規定により退会しても、定款第12条第2項の規定により入会金および会費は返還しないものとする。

(法人の組織変更)

- 第10条 会員は、その法人に合併・組織変更が発生した場合には当協会に申し出なければならない。
2. 前項による合併・組織変更において、その権利義務を継承する新たな法人及び団体が前法人・団体の会員としての資格・権利義務の継承を希望する場合は新たに入会手続きを行わなければならない。

3. 2項における権利義務を継承する法人が既に当協会の会員である場合、または理事会の承認を得た場合、新たな入会金の納入を要しない。この場合には、理事会が必要な資料の提出を求めことがある。

(退会)

第11条 退会を希望する会員は、別に定める退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。なお、退会后1年間は再入会ができない。退会希望者に会費の滞納があるときは、期間を定めて納付を催告し、指定の期間内に納めなかったときは除名する。